



# 第1章

## 計画の概要

### 1 計画策定の背景及び趣旨

---

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが発生し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

国においては、こうした少子化の流れに対し、平成15年に子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成20年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実に向けた取組を総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、計画の中では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

一方で、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、5年間を計画期間とする「第1期宇治市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度に策定して以降、令和2年3月には「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」に加え、社会問題化している子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」に基づく「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応してきたところです。

しかしながら、出生率の低下には歯止めがかかっておらず、さらには、児童虐待の増加やヤングケアラー等、子どもをとりまく問題は深刻となるとともに、医療的ケア児の保育・教育施設での受け入れ体制の確保等、新たな課題も生まれています。

そのような中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」を発足するとともに、同年12月にはこども政策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えてこども政策を強力に推進することとされたところです。

このたび、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「第1期宇治市子どもの貧困対

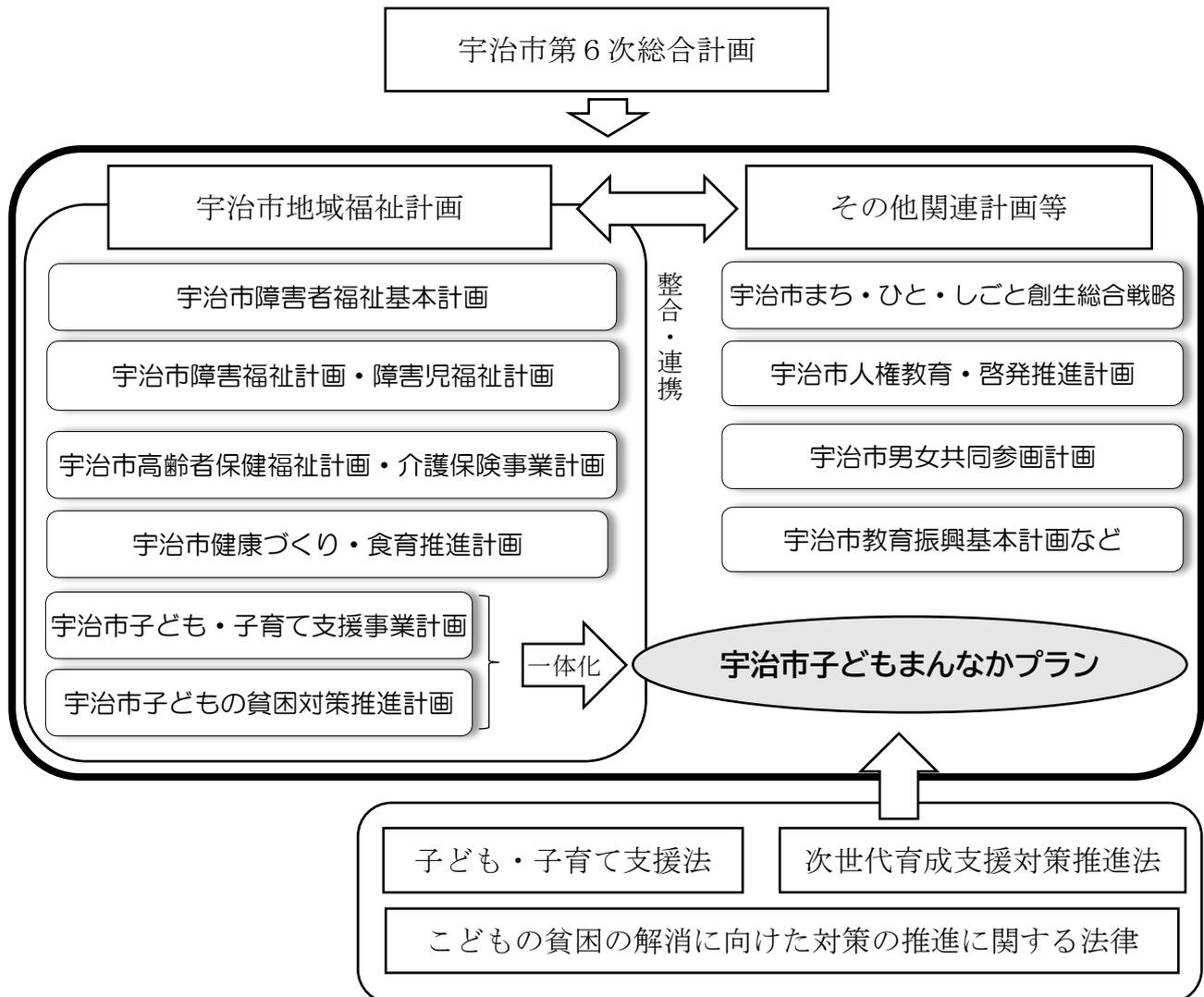
策推進計画」の計画期間が満了することに伴い、これら計画の理念や思想を継承しつつ、「こども基本法」や「こども大綱」が示す基本的な方針や重要事項を踏まえ、宇治市の宝である子どもを中心に考え、安心して子育て・子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、地域が一体となって、子どもの夢を応援し、叶えることのできるまちを目指し、「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」を一体的にまとめた「宇治市子どもまんなかプラン」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の3本の計画を一体化し、子育て・子育てを総合的に支援するための計画を「宇治市子どもまんなかプラン」として新たに策定します。

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

本計画は、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けるとともに、「宇治市地域福祉計画」「宇治市教育振興基本計画」などの諸計画及び福祉・教育関連だけでなく、「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などのまちづくりを含めた他計画とも整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



### 3 計画策定の経過（策定体制）

---

#### （1）ニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、前計画策定時と同様に、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内在住の就学前児童、小学生、中学生・高校生等がいる世帯から無作為に抽出した 4,500 世帯（各歳 250 世帯）を対象として「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、小学3年生以上の子どもが対象の世帯については、子ども本人（小学生 1,000 人、中高生等 1,500 人）に「宇治市子どもの生活に関するアンケート」を実施しました。

#### （2）「宇治市子ども・子育て会議」の開催

この計画に地域の子育て支援に関するニーズを反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者などのほか、市民公募による委員も含めた幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。

### 4 計画期間と進行管理

---

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間と設定し、計画の進捗状況の管理・評価を一体的に行います。

なお、計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合等は、計画期間中に中間見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。